

上越市選挙管理委員会告示 第14号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定による各投票区の投票所を設ける場所を次のとおり定めた。

令和5年3月31日

上越市選挙管理委員会

委員長 池 田 明

- 1 各投票区の投票所を設ける場所
別紙のとおり